

「石川県パパ子育て応援企業」認定制度の開始について

県では、男性の子育て参画を促進するため、男性従業員が子育てに参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を、「石川県パパ子育て応援企業」として認定する制度を創設し、認定企業の募集を開始します。

1 対象

「石川県ワークライフバランス企業(※)」に登録しており、認定基準を満たす企業

※次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出し、県に登録している企業

<認定基準>以下の(1)～(4)のいずれかを満たしていること

(1)申請した日から過去3年以内に、男性の育児休業取得者がいること

(2)以下の①～⑥のいずれかについて、育児・介護休業法の規定を上回る制度を整備していること

①育児休業 ②子の看護休暇 ③所定外労働の制限 ④時間外労働の制限

⑤深夜業の制限 ⑥所定労働時間の短縮措置等

(3)以下の①～④のいずれかについて、育児・介護休業法が規定する制度等を整備していること

①育児に関する目的のために利用することができる休暇

②始業時刻変更等の措置 ③雇用管理等に関する措置

④再雇用特別措置等

(4)その他、男性労働者の子育て参画支援に関する独自の制度を整備していること

2 募集開始

令和2年12月1日(火)

3 申請方法

申請書に必要書類を添付の上、メールまたは郵送で送付してください。

申請書ダウンロード先:

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/nintei.html>

4 支援内容

認定企業には認定書を交付するほか、県ホームページに取組内容を掲載し、PRグッズを配付します。また、名刺や自社ホームページ、採用パンフレット等に掲載できる専用のロゴマーク(令和3年2月頃完成予定)が使用できます。

5 申請・問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL/076-225-1494 E-mail/wlb@pref.ishikawa.lg.jp

石川県 パパ子育て 応援企業

認定企業
募集中！

石川県では、男性従業員が子育てに参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を、石川県パパ子育て応援企業として認定しています。

男性従業員が子育てに参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む

男性従業員のやる気がアップ

企業イメージの向上

離職の防止

採用の増加

認定企業のメリット

- ①認定書を交付
- ②県ホームページに取組内容を掲載
- ③名刺・ポスター等に掲載できる専用ロゴマーク使用
- ④PRグッズの配付

認定を受けるには、以下の2点が必要です。

- ・石川県ワークライフバランス企業に登録していること（認定との同時申請も可能です）
- ・認定基準のいずれかを満たしていること（詳しくは裏面をご覧ください）

申請方法

下記ホームページから認定申請書をダウンロードし、ご記入の上、必要書類を添付して、メールまたは郵送でお送りください。

認定や石川県ワークライフバランス企業への登録、一般事業主行動計画の詳細については、[県ホームページ](#)をご覧ください。

石川県 少子化対策監室 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb.html>

石川県 ワークライフバランス 検索

申請・お問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL/076-225-1494 E-mail/wlb@pref.ishikawa.lg.jp

石川県パパ子育て応援企業 認定基準

(1) 申請した日から過去3年以内に、育児・介護休業法が規定する育児休業について、男性の取得者がいること

(2) 以下のいずれかについて、育児・介護休業法の規定を上回る制度を整備していること

制度	法の規定（一部）	規定を上回る制度（例）
①育児休業	子が1歳まで	<ul style="list-style-type: none"> ・子の年齢が法の規定より上 ・取得可能日数が法の規定より多い ・時間の上限が法の規定より下 など
②子の看護休暇	取得可能日数が5日/年	
③所定外労働の制限	子が3歳まで	
④時間外労働の制限	上限が24時間/月	
⑤深夜業の制限	子が就学前まで	
⑥短時間勤務制度	子が3歳まで	

(3) 以下のいずれかについて、育児・介護休業法が規定する制度等を整備していること

制度	具体的な内容（例）
①育児に関する目的のために利用することができる休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者出産休暇 ・子の行事参加のための休暇
②始業時刻変更等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度 ・保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配とその費用負担等）
③雇用管理等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得者の原職又は原職相当職への復帰の配慮など
④再雇用特別措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・育児を理由に退職した労働者で、将来、就業が可能になったときに、退職前の事業主に再び雇用されることを希望する旨の申出をしていた者について、事業主が労働者の募集又は採用にあたって特別の配慮をすること（男性も対象となります）

(4) その他男性の育児参加支援に関する独自の制度を整備していること

●申請から認定書交付までの流れ

